

令和5年度

介護福祉士等修学資金貸付事業

実施の手引き

(離職介護人材再就職準備金)

ふれあいネットワーク



社会福祉
法人

新潟県社会福祉協議会

介護福祉士等修学資金担当

〒950-8575 新潟県新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階

TEL 025-281-5605

<https://www.fukushiniigata.or.jp/>

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会
介護福祉士等修学資金貸付事業
〈離職介護人材再就職準備金実施取扱細則〉

第1 趣旨

この実施取扱細則は、国及び新潟県の通知等に基づき離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の実施にあたって、その取扱いについて必要な事項を定める。

【国及び新潟県の通知等】

- ① 「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成30年2月1日付け厚生労働省発社援0201第2号 厚生労働事務次官通知）（最終改正：令和3年5月7日）
- ② 「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について」（平成30年2月1日付け社援発0201第3号厚生労働省社会・援護局長通知）（最終改正：令和3年5月7日）
- ③ 「介護福祉士等修学資金等貸付事業実施要領の改正について」（令和3年5月25日付け高齢第283号 新潟県高齢福祉保健課長通知）

第2 実施主体

この貸付事業は、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

第3 目的

この貸付事業は、介護職を離職した者のうち、介護職として一定の知識及び経験を有する者に対し、離職介護人材再就職準備金（以下「再就職準備金」という。）を貸付け、新潟県内（以下「県内」という。）の福祉・介護人材の確保及び定着を支援することを目的とする。

第4 貸付対象

- 1 貸付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。
 - (1) 原則として県内に住民登録をしている者
 - (2) 居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
 - (3) 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ① 介護福祉士
 - ② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
 - ③ 介護職員初任者研修を修了した者及び修了したものとみなされる者（介護職員基礎研修、訪問介護員1級課程、2級課程を修了した者）

- (4) 県内の居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労（就労が内定した者を含む。）した者
 - (5) 直近の介護職員等としての離職日から6ヶ月以上経過した者（ただし、再就職と同時に県外から移住する者は離職期間不問。）であって、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、新潟県福祉人材センターに氏名及び住所等の登録又は届出を行った者
- 2 貸付の対象とならない者
- (1) 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の本修学資金と趣旨が同様の国庫補助事業を活用した貸付又は給付制度の利用者
 - (2) 本修学資金と趣旨が同様の新潟県補助事業等を活用した貸付又は給付制度の利用者

第5 貸付額等及び対象経費

1 貸付額及び貸付回数

貸付額は、400,000円以内（1万円を単位）とする。

貸付回数は、一人あたり一回限りとする。

2 対象経費

- (1) 子どもの預け先を探す際の活動費
- (2) 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- (3) 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞄等の被服費
- (4) 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- (5) 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- (6) その他県社協会長（以下「会長」という。）が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

第6 貸付方法及び利子

1 貸付方法

会長と貸付対象者との契約による貸付けとする。

2 利子

無利子とする。

第7 連帯保証人

貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人を1名立てなければならない。

1 連帯保証人の責務

連帯保証人は、貸付契約の相手方である再就職準備金の貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、第16の規定による延滞利子を包含するものとする。

2 連帯保証人の要件

原則として県内に住民登録をしている者であり、独立した生計を営む65歳未満の成年者

とする（市町村民税が課税されていること）。

- (1) 修学資金の借受人又は他の申請者や借受人の連帯保証人となっていない者とする。
- (2) 日本国籍を有する者又は外国籍で在留資格が永住者等の者とする。
- (3) 申請者が未成年者（申請日時点で18歳未満の者）の場合は、法定代理人を連帯保証人に立てるものとする。ただし、法定代理人が市町村民税非課税の場合は、法定代理人のほかに、原則として県内に住民登録をしており、独立した生計を営む成年者（市町村民税が課税されていること）を別に立てるものとする。

3 連帯保証人の変更の申請及び承認

申請者又は借受人は、連帯保証人を変更しようとするときは、速やかに新たに連帯して債務を負担しようとする者と連署のうえ、次の書類を会長に提出し、その承認を受けること。

(1) 提出書類

- ① 連帯保証人変更申請書（第7-①号様式）
- ② 貸付契約の締結後に連帯保証人を変更する場合は、新たに連帯保証人となる者の所得課税証明書（市町村発行）及び住民票又は運転免許証の写し

第8 貸付けの申請

1 申請時期及び申請方法

貸付対象者である申請者は、介護職員等として内定したときから就労後3ヵ月以内に次の書類を会長に申請する。

2 申請書類

- (1) 離職介護人材再就職準備金貸付申請書兼利用計画書（第1-①号様式）
- (2) 実務経験証明書（第1-②号様式）
- (3) 雇用（内定）に関する証明書（第1-③号様式）
- (4) 資格証明書の写し又は修了証書の写し
- (5) 申請者の住民票の写し ※申請日から3ヵ月以内で個人番号（マイナンバー）記載なしのもの
※申請者が外国籍の場合は、「国籍・地域」「在留資格」「在留期間等」「在留期間等の満了日」の記載ありのもの
- (6) 連帯保証人の所得課税証明書（市町村発行）
- (7) 新潟県福祉人材センター求職登録カード又は求職届出カードの写し

第9 貸付けの審査及び決定

1 貸付けの審査

会長は、申請書類の内容を審査し、貸付の可否を決定する。

2 申請者への決定通知

(1) 貸付決定の場合

介護福祉士等修学資金貸付決定通知書（第2-①号様式）

(2) 貸付不承認の場合

介護福祉士等修学資金貸付不承認通知書（第2-②号様式）

第10 貸付契約の締結

貸付契約を締結するため、借受人は連帯保証人と連署し、次の書類を会長に提出する。

1 提出書類

- (1) 介護福祉士等修学資金借用証書（第2-③号様式）
 - (2) 貸付金の交付先を証明する借受人名義の銀行口座通帳の写し
 - (3) 連帯保証人の住民票又は運転免許証の写し
- 2 借用証書等の提出期限
　貸付決定通知を受けた日から14日以内とする。
- 3 借用証書等を提出しない場合の取扱
　借受けを辞退したものとみなす。

第11 貸付金の交付方法及び交付時期

- 1 交付方法
　借受人名義の銀行口座に口座振替の方法により一括交付する。
- 2 交付時期
　借用証書等の提出があった後の会長が指定する日
- 3 特別な事情がある場合の措置
　会長は、特別な事情があるときは、他の方法及び時期に交付することができる。

第12 貸付契約の解除

会長は、借受人に次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、貸付契約を解除する。

- 1 貸付契約を解除する事由
 - (1) 心身の故障のため就労を継続する見込みがなくなったと認められるとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) その他再就職準備金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- 2 貸付契約の解除にかかる届出
　借受人又は連帯保証人は、解除の事由が発生したときは、直ちに次の該当する書類を会長に提出する。
 - (1) 介護福祉士等修学資金貸付辞退届（第7-⑤号様式）
 - (2) 死亡届（第7-③号様式）及びその事実を証明する書類
 - (3) 介護福祉士等修学資金返還計画申請書（第4-①号様式）

第13 返還

借受人は、次の期間及び方法により、貸付けを受けた再就職準備金を返還する。

- 1 返還の開始日
　次のいずれかの事由が生じた日の属する月の翌月から開始する。
 - (1) 貸付契約が解除されたとき
 - (2) 県外で介護職員等の業務に従事したとき。
 - (3) 県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 介護職員等の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
 - (5) 返還債務の履行猶予期間が終了したとき
- 2 返還期間
　24ヶ月とする。

3 返還の方法

月賦又は半年賦の均等払方式とする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

4 返還の開始にあたっての提出書類

借受人は、返還開始の事由が生じたときは、次の書類を会長に提出し承認を受けること。

(1) 提出書類

① 申請書

介護福祉士等修学資金返還計画申請書（第4-①号様式）

② 事由による書類

ア 貸付契約の解除にかかる届出の書類

イ 死亡届（第7-③号様式）及びその事実を証明する書類

(2) 提出期限

返還開始の事由が生じた日から起算して1月以内とする。

(3) 提出書類を提出しない場合の取扱

会長は、介護福祉士等修学資金貸付決定通知書に記載した方法により返還させるものとし、借受人に通知する。

5 返還計画の変更

借受人は、返還計画を変更しようとするときは、次の書類を会長に提出し承認を受けること。

(1) 変更ができる事項

返還方法の変更に伴う返還期間、返還回数及び1回当たりの返還金額

(2) 提出書類

介護福祉士等修学資金返還計画変更承認申請書（第4-②号様式）

第14 返還の債務の履行猶予

会長は、借受人が次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、返還の債務の履行を猶予することができる。

返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、必要な書類により会長に申請すること。

1 返還の債務の履行を猶予する事由、猶予期間及び提出書類

(1) 県内において、介護職員等の業務に従事しているとき。

① 猶予期間

介護職員等として業務に従事した日の属する月から、その業務に従事しなくなった日の属する月までの最長2年の期間

② 提出書類

ア 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）

イ 介護等業務従事届（第3-①号様式）

③ 提出期限

猶予の事由が発生した日から14日以内とする。

④ 毎年度の業務従事状況の報告（年2回）

ア 借受人は、4月から9月までの業務従事状況を毎年10月20日までに、10月から3月までの業務従事状況を4月20日までに会長に報告する。

イ 提出書類

介護等業務従事状況報告書（第3-③号様式）

ウ 従事状況報告を提出しない場合の取扱

会長は、介護福祉士等修学資金貸付決定通知書に記載した方法により返還を求めるものとし、借受人に通知する。

- (2) 介護職員等の業務に従事した後に、介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設（以下「他種の養成施設等」という。）において修学しているとき。

① 猶予期間

他種の養成施設等に入学した日の属する日からその養成施設等に在学しなくなった日の属する月までの期間

② 提出書類

ア 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）

イ 他種の養成施設等入学・卒業・退学届（第7-⑥号様式）

- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務の履行が困難であると認められるとき。

① 猶予期間

会長が認めた期間

② 提出書類

ア 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-②号様式）

イ その事由となる事実を証明する書類

③ 申請の提出期限

猶予の事由が発生した日から14日以内とする。

2 審査及び通知

会長は、申請書類の内容を確認し、返還債務の猶予の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知する。

第15 返還の債務の免除

会長は、借受人が次に掲げる事由に該当するときは、返還の債務を免除することができる。

返還の債務の免除を受けようとする者は、必要な書類により会長に申請すること。

1 返還の債務を免除する事由及び免除額

- (1) 介護職員等として就労した日から、県内において2年の間、引き続き介護職員等の業務に従事したとき。

① 期間の計算

2年（在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務従事期間が360日以上）

② 期間の取り扱い

ア 介護職員等の業務に従事後、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、当該業務の従事期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

イ ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事する者の在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

③ 免除額

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部

- (2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

① 免除額

返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部

- (3) 再就職準備金の貸付けを受けた期間（180日とする。）以上に、県内において介護職員等の業務に従事したとき

① 適用を除外する要件

ア 本人の責による事由により免職された者

イ 特別な事情がなく恣意的に退職した者

② 免除額

返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）に、介護職員等に従事した期間（1年を180日とする。）を360で除して得た数値（この数値が1を超えるときは1とする。）を乗じて得た額とする。

- (4) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた再就職準備金を返還することができなくなったとき。

① 適用する要件

相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合

② 免除額

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部

- (5) 長期間所在不明となっている場合等、貸付金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

① 適用する要件

相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合

② 免除額

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部

2 申請書類

- (1) 介護福祉士等修学資金返還債務免除申請書（第6-①号様式）

- (2) その事由となる事実を証明する書類

3 審査及び通知

会長は、申請書類の内容を確認し、返還の債務の免除の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知する。

会長は、免除事由の(5)長期間所在不明等で返還が困難である場合にあっては、新潟県知事の承認を得るものとする。

第16 延滞利子

会長は、借受人が正当な理由がなく返還事由の生じた日の属する月の翌月から返還期間内までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収する。

1 延滞利子の割合

年3パーセントとする。

2 延滞利子の計算

最終返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて計算する。

3 延滞利子の徴収免除

徴収する延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、徴収しないことができる。

第17 変更等届出

借受人又は連帯保証人は、次に掲げる事情が生じたときは、速やかに必要な書類によりを会長に届け出ること。

1 借受人又は連帯保証人の氏名又は住所が変更したとき

- (1) 氏名・住所変更届（第7-②号様式）
- (2) 氏名変更は変更があった者の戸籍抄本、住所変更は変更があった者の住民票抄本

2 従事先を変更したとき

介護等業務従事先等変更届（第3-②号様式）

3 連帯保証人が死亡したとき

- (1) 連帯保証人死亡届（第7-④号様式）
- (2) その事実を証明する書類

第18 その他

この実施取扱細則に定めるもののほか、再就職準備金の貸付けに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この実施取扱細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この実施取扱細則の一部改正（第1、第7、第8、第14、第15）は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この実施取扱細則の一部改正（第1、第4）は平成31年4月1日から施行する。
- 4 この実施取扱細則の一部改正（第1）は令和2年4月1日から施行する。
- 5 この実施取扱細則の一部改正（第1、第5、第13、第15、第16）は令和2年7月22日から施行する。
- 6 この実施取扱細則の一部改正（第1、第4、第5、第13）は令和3年3月25日から施行する。
- 7 この実施取扱細則の一部改正（第5、第13）は令和3年5月25日から施行する。
- 8 この実施取扱細則の一部改正（第1、第15）は令和4年2月3日から施行する。
- 9 この実施取扱細則の一部改正（第7、第8）は令和5年2月15日から施行する。

【別表】 主な手続きに必要な提出書類一覧

区分	様式名称及び提出書類	様式番号
貸付申請	① 離職介護人材再就職準備金貸付申請書兼利用計画書 ② 実務経験証明書 ③ 雇用（内定）に関する証明書 ④ 資格証明書の写し又は修了証書の写し ⑤ 申請者の住民票 ⑥ 連帯保証人の収入を証明する書類 新潟県福祉人材センター求職登録カード又は求職届出カードの写し ⑦	第1 - ①号様式 第1 - ②号様式 第1 - ③号様式
契 約	① 介護福祉士等修学資金借用証書 ② 借受人名義の銀行口座通帳の写し ③ 連帯保証人の住民票又は運転免許証の写し	第2 - ③号様式
従 事	① 介護等業務従事届 ② 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書 ① 介護業務従事先変更届 ② 介護業務従事状況報告書	第3 - ①号様式 第5 - ①号様式 第3 - ②号様式 第3 - ③号様式
返 還	① 介護福祉士等修学資金返還計画申請書 ② その事由により必要な提出書類 ① 介護福祉士等修学資金返還計画変更承認申請書	第4 - ①号様式 第4 - ②号様式
猶 予	① 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書 ② その事由により必要な提出書類 ※細則第14-1(1)～(2)に該当する場合 ① 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書 ② その事由となる事実を証明する書類 ※細則第14-1(3)に該当する場合	第5 - ①号様式 第5 - ②号様式
免 除	① 介護福祉士等修学資金返還債務免除申請書 ② その事由となる事実を証明する書類	第6 - ①号様式
変更等	① 連帯保証人変更申請書 ② 新たな連帯保証人の住民票又は運転免許証の写し ① 氏名・住所変更届 ② 氏名変更は戸籍抄本・住所変更は住民票抄本 ① 死亡届 ② その事実を証明する書類 ① 連帯保証人死亡届 ② その事実を証明する書類 ① 介護福祉士等修学資金貸付辞退届 ① 他種の養成施設等入学・卒業・退学届	第7 - ①号様式 第7 - ②号様式 第7 - ③号様式 第7 - ④号様式 第7 - ⑤号様式 第7 - ⑥号様式

介護福祉士等修学資金貸付事業
(離職介護人材再就職準備金)

様 式

様式名	様式番号	ページ
離職介護人材再就職準備金貸付申請書兼利用計画書	第1-①号様式	9
実務経験証明書	第1-②号様式	11
雇用（内定）に関する証明書	第1-③号様式	13
介護福祉士等修学資金貸付決定通知書	第2-①号様式	14
介護福祉士等修学資金貸付不承認通知書	第2-②号様式	15
介護福祉士等修学資金借用証書	第2-③号様式	16
介護等業務従事届	第3-①号様式	17
介護等業務従事先等変更届	第3-②号様式	18
介護等業務従事状況報告書	第3-③号様式	19
介護福祉士等修学資金返還計画申請書	第4-①号様式	20
介護福祉士等修学資金返還計画変更承認申請書	第4-②号様式	21
介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書	第5-①号様式	22
介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書	第5-②号様式	23
介護福祉士等修学資金返還債務免除申請書	第6-①号様式	25
連帯保証人変更申請書	第7-①号様式	26
氏名・住所変更届	第7-②号様式	28
死亡届	第7-③号様式	29
連帯保証人死亡届	第7-④号様式	30
介護福祉士等修学資金貸付辞退届（離職介護人材再就職準備金）	第7-⑤号様式	31
他種の養成施設等入学・卒業・退学届	第7-⑥号様式	32

※ 必要な書類はコピーをとって使用してください。

介護福祉士等修学資金 離職介護人材再就職準備金貸付申請書兼利用計画書

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請日 令和 年 月 日

申請者（自署） 郵便番号

住 所

電話番号

携帯番号

ふりがな

氏名

生年月日

印

年 月 日

介護福祉士等修学資金（離職介護人材再就職準備金）の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、個人情報の取扱いに関する事項（裏面記載）について同意します。

保有資格 ※ 該当するものに (○) をつける	() 介護福祉士	() 介護福祉士実務者研修	
	() 介護職員基礎研修	() 介護職員初任者研修	
	() 訪問介護員（ホームヘルパー）1級		
	() 訪問介護員（ホームヘルパー）2級		
介護職としての 実務経験	年	ヶ月	
直近の離職年月日 (介護職として)	年	月	日
新潟県福祉人材センター 登録・届出年月日	年	月	日
再就職（内定）先	施設・事業所名		
	所在 地	〒	住所：
	施設等の種別		
	職 種		
	勤務開始年月日	年	月

借入希望金額 (万円単位)	計 ①+②+③+④+⑤+⑥	万円 (40万円以内)
利用計画 (借入の目的)	① 子どもの預け先を探す際の活動費	万円
	② 介護に係わる軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、 国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費	万円
	③ 介護職員等として働く際に必要な靴や利用者の居宅を訪問する際 に必要となる道具又は当該道具を入れる鞄等の被服費	万円
	④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用 ※申請後に転居した場合は第7-②号様式「氏名・住所変更届」と住民票等の提出が 必要となります。	万円
	⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費	万円
	⑥ その他 ()	万円
	貸付金の返還方法	1 月賦 2 半年賦

注 「離職介護人材再就職準備金貸付申請書兼利用計画書」は両面印刷で提出すること。

○連帯保証人（本人が自署のこと）

申請者が介護福祉士等修学資金（離職介護人材再就職準備金）の貸付を受けたときは、当該貸付を受けた修学資金の返還について、連帯保証人として申請者と連帯して債務を負担します。

また、個人情報の取扱いに関する事項（下記）について同意します。

【連帯保証人】 独立した生計を営む者（申請日時点で申請者が未成年の場合は法定代理人）

※本修学資金の借受人又は他の申請者や借受人の連帯保証人となっていない者に限る

ふりがな 氏名（年齢）	(満 歳)		
申請者との続柄	直近の月収（税込）	円	
住所・電話番号	〒 電話番号 / 携帯番号		
職業及び勤務先	【職業】①会社員 ②自営業（ ）③その他（ ） 【勤務先】 電話番号		

個人情報の取扱いに関する事項

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する「介護福祉士等修学資金貸付事業」（以下「本事業」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、本会「個人情報保護規程」により運用します。

記

- 本事業の円滑な実施を図るため、取得した個人情報は貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として適正に利用します。
- 本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内において本会の本事業担当者が利用することを原則とします。
ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、養成施設、就労先、社会福祉協議会、新潟県及び市區町村行政機関、各金融機関、その他関係機関等の第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者と個人情報を共有することがあります。
- 本事業を通じて取得した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、及び上記2による場合を除き、第三者への提供は行いません。
ただし、以下の場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外の利用、第三者への提供を行うことがあります。
 - 弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
 - 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
 - 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼による場合
- 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下に厳正に保管・利用します。

【添付書類】

申請者	<input type="checkbox"/> 「実務経験証明書」（第1-②号様式） <input type="checkbox"/> 「雇用（内定）に関する証明書」（第1-③号様式） <input type="checkbox"/> 資格証明書等の写し <input type="checkbox"/> 住民票（申請日から3ヶ月以内でマイナンバー記載なしのもの） <input type="checkbox"/> 新潟県福祉人材センター求職登録カード又は求職届出カードの写し
連帯保証人	<input type="checkbox"/> 所得課税証明書（市町村発行）

実務経験証明書

(離職介護人材再就職準備金申請用)

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者（自署） 郵便番号
住 所
電話番号
ふりがな
氏 名

印

下記のとおり介護職員等としての実務経験について届け出ます。

記

施設等の名称 ※法人名等を含む正式名称を記載	
所在地	〒 TEL
施設等の種別	
職種	

○介護職員等業務の従事先の長の証明

年 月 日

上記の者は、次のとおり介護職員等として下記の期間従事したことを証明します。

従事期間 及び 介護等業務に 従事した日数	年 月 日 ~	年 月 日
	従事期間 (上記従事期間の通算日数)	日
	従事日数 (上記従事期間に実際に勤務した日数)	日

施設等の所在地

施設等の名称 TEL

施設等の長の職及び氏名 印

実務経験証明書の記入について

■ 「実務経験証明書」は、申請者が「離職介護人材再就職準備金」の貸付申請をするにあたり、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等の業務に従事した実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上、かつ、介護等の業務に従事した期間が180日以上）有することを証明する書類です。

申請者

- 1 表面の点線より上の力所は申請者が記入、押印し、その後、点線以下を従事先から証明（記入、押印）してもらってください。
- 2 様式の右上にある年月日は、申請者が従事先へ申請した年月日を記入してください。
- 3 「実務経験証明書」が複数枚必要なときは、本様式をコピー（両面）してください。
- 4 同一期間内に複数の施設等で介護等業務に従事した場合、重複した従事期間・従事日数は1日として扱います。
- 5 常勤、非常勤、パート等の勤務形態は問いません。

従事先の証明

（表面“○介護職員等業務の従事先の長の証明”について）

- ◆ 点線以下については、従事先から証明していただく内容となります。
- 1 「従事期間」とは、上記に該当する事業所・施設において介護職員等として在職した期間（「産休、育休、病休」等の休職期間を含む）です。
 - 2 「従事日数」とは、上記に該当する事業所・施設において介護職員等として介護等業務に従事した日数（出勤日数）です。
 - 3 「施設等の所在地」ほか必要事項を記入、押印のうえ、申請者にお渡し願います。

雇用（内定）に関する証明書
(離職介護人材再就職準備金申請用)

年　　月　　日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

事業所・施設の名称

代表者職名・氏名

印

(公印・事業所印)

(証明書作成者の所属・氏名)

(連絡先電話番号)

下記の者の雇用（内定）について、以下のとおり証明します。

ふりがな 氏　　名 (生年月日)	(生年月日：　　年　　月　　日)
従事（予定）先 施設等名称	
従事（予定）先 所在地・電話番号	〒 TEL
施設等の種別	
採用職種	
雇用開始（予定）日	年　　月　　日

注 「雇用（内定）に関する証明書」は、申請者が「離職介護人材再就職準備金」の貸付申請を行うにあたり、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。）を実施する事業所において、介護職員等として就労（内定）したことを証明する書類です。

介護福祉士等修学資金貸付決定通知書

新社協第 号
年 月 日

様

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長

年 月 日付けで申請のあった介護福祉士等修学資金の貸付けについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

離職介護人材再就職準備金	
氏 名	
貸付決定番号	
貸付金額	離職介護人材再就職準備金 _____ 円
貸付期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
返還期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
貸付金利子	無利子 (延滞利子 年 %)
返還方法 1回の返還額	月賦返還 (返還回数 回) 円 半年賦返還 (返還回数 回) 円
貸付条件等	<p>1 この通知書に記載されている事項のほか、修学資金の貸付けに関しては、「介護福祉士等修学資金貸付事業の実施取扱細則」に定めるところによること。</p> <p>2 「介護福祉士等修学資金貸付事業の実施取扱細則」の規定を遵守すること。</p> <p>3 「介護福祉士等修学資金借用証書」(第2-③号様式)に添付書類を添えて、14日以内に新潟県社会福祉協議会長に提出すること。</p>

介護福祉士等修学資金貸付不承認通知書

新社協第 号
年 月 日

様

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長

年 月 日付で申請のあった介護福祉士等修学資金の貸付けについては、審査の結果、不承認となりました。

収入印紙
円

介護福祉士等修学資金借用証書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会会長 様

借 受 人 貸付決定番号

郵便番号

住 所

電話番号

携帯番号

氏 名

印

連帯保証人 郵便番号

住 所

電話番号

携帯番号

氏 名

印

借受人は、介護福祉士等修学資金貸付事業の実施取扱細則の規定に基づく修学資金として、下記の金額を借用しました。

については、同細則の規定を遵守するとともに、借用した修学資金の返還について、新潟県社会福祉協議会会長が指示する方法等により、遅滞なくその債務を履行します。

連帯保証人は、借受人が借用した修学資金の返還について、借受人と連帯してその返還の債務を負担します。

記

借用金額	円		
貸付金利子	無利子	(延滞利子 年 %)	
返還方法	返還	(返還回数 回)	

貸付金振込口座（借受人名義）

※借受人が記載してください。

金融機関名	本支店名	預金種類	口座番号
		普通預金	

- 注1 収入印紙（　　円）を貼り、借受人が消印すること。
- 2 借受人及び連帯保証人の欄は、それぞれ本人が自署し押印すること。
- 3 借受人は貸付金振込口座を記入し、銀行口座通帳（金融機関名、本支店名、口座種類、口座番号及び口座名義が記載しているページ）の写しを添付すること。
- 4 連帯保証人の住民票又は運転免許証の写しを添付すること。
- 5 貸付決定通知を受けた日から14日以内に、新潟県社会福祉協議会会長に提出すること。
- 6 この借用証書を提出しない場合は、受け入れを辞退したものとみなす。

介護等業務従事届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所
電話番号

ふりがな

氏 名

(印)

貸付番号 ()

下記のとおり指定の介護等業務の従事（予定）していることを届け出ます。

記

施設等の名称	
所 在 地	〒 TEL
施設等の種別	
業務内容	
就業（予定）年月日	年 月 日

○指定の介護等業務の従事先の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒

施設等の所在地

施設等の名称

TEL

施設等の長の職及び氏名

(印)

介護等業務従事先等変更届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

(印)

貸付番号 ()

下記のとおり指定の介護等業務の従事にかかる事項について届け出ます。

記

変更前の従事先	施設等の名称	
	所 在 地	〒
	異動・退職年月日	年 月 日
変更後の従事先	施設等の名称	
	所 在 地	〒
	施設等の種別	TEL
	業 務 内 容	
	異動・就業年月日	年 月 日

○新たな従事先の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒

施設等の所在地

施設等の名称

TEL

施設等の長の職名及び氏名

(印)

介護等業務従事状況報告書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

貸付番号 ()

(印)

)

下記のとおり該当期間における指定の介護等業務の従事状況について報告します。

記

報告の該当期間	年 月 日から 年 月 日			
従事先の施設等名称	施設等の種別	業務内容	従事期間	登録ヘルパー、家政婦等の場合(注2)
			年 月 日から 年 月 日まで	登録期間 日 従事期間 日
			年 月 日から 年 月 日まで	登録期間 日 従事期間 日
			年 月 日から 年 月 日まで	登録期間 日 従事期間 日
			年 月 日から 年 月 日まで	登録期間 日 従事期間 日
育児休業等で 従事していない期間	[理由]	年 月 日から 年 月 日まで		

注1 「報告の該当期間」内に指定の介護等業務の従事先が複数ある場合は、様式をコピーのうえ従事先別に作成すること。

注2 登録ヘルパー、家政婦等の場合は、「報告の該当期間」における登録期間・従事期間の日数を記入すること。

○指定の介護等業務の従事先の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒
施設等の所在地

施設等の名称

TEL

施設等の長の職名及び氏名

(印)

介護福祉士等修学資金返還計画申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

(印)

借受人との関係()

下記により介護福祉士等修学資金を返還したいので申請します。

記

借受人の氏名		貸付番号()		
返 還 債 務 額	①借用金額	円		
	②返還免除を受けた金額	円		
	③返還すべき金額	円 (①-②)		
返 還 期 間	①貸付期間	年 月から 年 月まで	(延べ 月間)	
	②返還猶予を受けた期間	年 月から 年 月まで		
	③返還期間	年 月から 年 月まで	(延べ 月間)	
返 還 方 法 等	①返還方法	1 月賦 2 半年賦 3 その他()		
	②返還回数	回		
	③1回当たりの返還金額	円 (③×②=返還すべき金額)		
返還事由		<input type="checkbox"/> 返還事由の発生年月日 年 月 日 1 貸付契約が解除された 2 県外で介護職員等の業務に従事した 3 県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなった 4 介護職員等の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなった 5 返還債務の返還猶予期間が終了した		

注 「返還方法」及び「返還事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

介護福祉士等修学資金返還計画変更承認申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

(印)

借受人との関係()

下記により介護福祉士等修学資金返還計画を変更したいので申請します。

記

借受人の氏名		貸付番号()
返 還 債 務 額	①借用金額	円
	②返還免除を受けた金額	円
	③返還済金額	円
	④返還未済金額	円 (①-②-③)
変 更 前	①返還方法	1 月賦 2 半年賦 3 その他()
	②返還期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
	③返還回数	回
	④1回当たりの返還金額	円 (④×③=返還すべき金額)
変 更 後	①返還方法	1 月賦 2 半年賦 3 その他()
	②返還期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
	③返還未済額の返還回数	回
	④1回当たりの返還金額	円 (④×③=返還未済金額)
変更理由		

注 「返還方法」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

(印)

貸付番号 ()

下記により介護福祉士等修学資金の返還債務履行の猶予を受けたいので申請します。

記

返 還 債 務 額	①借用金額	円
	②返還免除を受けた金額	円
	③返還済金額	円
	④返還未済金額	円 (①-②-③)
申 請	①履行猶予申請額	円
	②履行猶予申請期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
返還履行猶予の事由 (添付書類)	<input type="checkbox"/> 履行猶予事由の発生年月日 年 月 日	
	1 県内において介護職員等の業務に従事している (介護等業務従事届(第3-①号様式)を添付) 2 介護職員等の業務に従事した後に、他種の養成施設等で修学している (他種の養成施設等入学・卒業・退学届(第7-⑥号様式)を添付)	
具体的な内容		

注 「返還履行猶予の事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

(表面)

介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号
住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

貸付番号 ()

下記により介護福祉士等修学資金の返還債務履行の猶予を受けたいので申請します。

記

返 還 債 務 額	①借用金額	円
	②返還免除を受けた金額	円
	③返還済金額	円
	④返還未済金額	円 (①-②-③)
申 請	①履行猶予申請額	円
	②履行猶予申請期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
返還履行猶予の事由	○履行猶予事由の発生年月日 : 年 月 日 3 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の履行が困難である (下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること)	
具体的な内容		

※裏面に続く

【借受人の状況】

ふりがな				
氏名(年齢)	(満歳)			
家族の人数	人 (借受人を含む)	主な家計支持者氏名		借受人との続柄
借受人の職業及び勤務先	【職業】 1 会社員 2 自営業 () 3 その他 () 【勤務先】 TEL			
収入金額	月収 円 (給与所得、収入所得見込み)			
借受人の収入状態	1 昨年と同じ 2 収入状態が変わった 理由 ()			
借受人及び家族の状況				

注 1 「借受人の職業及び勤務先」の欄は、該当する番号を○で囲み、2および3の場合は()に詳細を記載すること。

2 「借受人の収入状態」の欄は、該当する番号を○で囲み、2の場合は理由を記載すること。

【連帯保証人の状況】 (本人が自署のこと)

ふりがな				
氏名(年齢)	(満歳) 印			
借受人との続柄		収入金額 (月収)	円 (給与所得、所得見込み)	
住所・電話番号	〒 TEL			
職業及び勤務先	【職業】 1 会社員 2 自営業 () 3 その他 () 【勤務先】 TEL			
連帯保証人及び 家族の状況	【家族の人数】 人 (連帯保証人を含む) 【状況】			

注 「職業及び勤務先」の欄は、該当する番号を○で囲み、2および3の場合は()に詳細を記載すること。

介護福祉士等修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

(印)

借受人との関係 ()

下記により介護福祉士等修学資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。

記

借 受 人 の 氏 名		貸付番号 ()			
返 還 債 務 額	①借用金額	円			
	②返還免除を受けた金額	円			
	③返還済金額	円			
	④返還未済金額	円 (①-②-③)			
期 間	①貸付期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)			
	②履行猶予を受けた期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)			
返還の債務の免除申請額		円			
返 還 の 免 除 事 由	○返還免除事由の発生年月日 年 月 日				
	1 介護職員等として就労した日から、県内において2年間、引き続き介護職員等の業務に従事した（下記の欄に具体的に記載すること）				
	2 介護職員等の業務に従事している期間中に、業務上の事由による死亡、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなった（下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること）				
	3 再就職準備金の貸付けを受けた期間以上に、県内において介護職員等の業務に従事した（下記の欄に具体的に記載すること）				
	4 死亡し、又は障害により返還が困難（下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること）				
	5 その他の事由により返還が困難（下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること）				
具 体 的 内 容					
	就業 の 状 況	就業先の施設等名称	施設等の職種	業務内容	介護職員等の従事期間
					年 月 日～ 年 月 日
					年 月 日～ 年 月 日
			年 月 日～ 年 月 日		

注 「返還の免除事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

収入印紙
200円

消印

連帯保証人変更申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会会長 様

借受人（自署） 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

貸付番号 ()

印

下記のとおり連帯保証人を変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

申 請 内 容	現在	ふりがな 氏 名			
	新たに連帯保証人	ふりがな 氏 名	(満 歳)		
	申請者との続柄		収入金額 (月収)	円 (給与取得、所得見込み)	
	住所・電話番号	〒 電話番号	／携帯番号		
	職業及び勤務先	【職 業】 1 会社員 2 自営業 () 3 その他 ()			TEL
	【勤務先】				
変更の理由					

○連帯保証人（本人が自署のこと）

借受人 _____ が新潟県社会福祉協議会から貸付を受けた介護福祉士等修学資金（離職介護人材再就職準備金）の返還をしなければならないときは、連帯保証人として借受人と連帯してその返還の債務を負担します。

また、個人情報の取扱いに関する事項（裏面記載）について同意します。

年 月 日

連帯保証人 氏 名

印

注1 収入印紙（200円）を貼り、借受人が消印すること。

2 借受人及び連帯保証人は、それぞれ本人が自署し押印すること。

3 新たに連帯保証人となる者の所得課税証明書（市町村発行）及び住民票又は運転免許証の写しを添付すること。

個人情報の取扱いに関する事項

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する「介護福祉士等修学資金貸付事業」（以下「本事業」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、本会「個人情報保護規程」により運用します。

記

- 1 本事業の円滑な実施を図るため、取得した個人情報は貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として厳正に利用します。
- 2 本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内において本会の本事業担当者が利用することを原則とします。
ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、養成施設、就労先、社会福祉協議会、新潟県及び市町村行政機関、各金融機関、その他関係機関等の第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者と個人情報を共有することがあります。
- 3 本事業を通じて取得した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、及び上記2による場合を除き、第三者への提供は行いません。
ただし、以下の場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外の利用、第三者への提供を行うことがあります。
 - ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
 - ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
 - ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼による場合
- 4 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下に厳正に保管・利用します。

氏名・住所変更届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

(印)

貸付番号 ()

下記の事項について届け出ます。

記

変更した者		借受人・連帯保証人
変更年月日		年 月 日
変更前	1 氏名	
	2 郵便番号	
	3 住 所	
	4 電話番号	
	5 携帯番号	
変更後	1 氏名	
	2 郵便番号	
	3 住 所	
	4 電話番号	
	5 携帯番号	
変更理由		

注1 「変更した者」の欄は、該当する文字に○で囲むこと。

2 変更があった者の氏名変更は戸籍抄本を、住所変更は住民票抄本を添付すること。

死 亡 届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

届出人 郵便番号
住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

印

借受人との関係 ()

介護福祉士等修学資金の貸付けを受けた次の者が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

借受人の氏名	貸付番号 ()
死 亡 年 月 日	年 月 日
死亡時の状況	1 県内において介護職員等の業務に従事していた 2 他種の養成施設等に在学していた 3 その他 ()
死亡事由	(介護職員等の業務に従事していた場合の死亡事由) 1 介護職員等の業務上の事由 2 業務外の事由

注 「死亡時の状況」及び「死亡事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

連 帶 保 証 人 死 亡 届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

貸付番号 ()

下記の連帯保証人が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

記

連帯保証人氏名	
死 亡 年 月 日	年 月 日

【第7-⑤号様式】

介護福祉士等修学資金貸付辞退届

(離職介護人材再就職準備金)

年　　月　　日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長　様

借受人　郵便番号

住　所

電話番号

ふりがな
氏　名

印

貸付決定番号(　　)

下記のとおり介護福祉士等修学資金の貸付けを受けることを辞退したいので届け出ます。

記

貸付決定金額	円
辞退する時期	年　　月　　日
辞退する金額	円
辞退後の貸付金額	円
辞退の理由	

他種の養成施設等入学・卒業・退学届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

(印)

貸付番号 ()

下記のとおり他種の養成施設等にかかる事項について届け出ます。

記

他種の養成施設等の名称		[介護福祉士・社会福祉士] 養成施設					
届 入学	入学年月日	年 月 日					
	修学予定期間	年 月 日から		年 月 日まで			
出 卒業	卒業年月日	年 月 日					
	修学期間	年 月 日から		年 月 日まで			
項 退学	退学年月日	年 月 日					
	修学期間	年 月 日から		年 月 日まで			

注 「他種の養成施設等の名称」欄は、該当する「資格」を○で囲み、養成施設の名称を記入すること。

○他種の養成施設等の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

下

他種の養成施設等の所在地

他種の養成施設等の名称

他種の養成施設等の長の職名及び氏名

(印)